

社会教育指導員の設置等に関する規則の廃止（案）への市民意見に対する本市の考え方

○募集期間：2024年2月22日（木曜）～2024年3月22日（金曜）

○御意見数：3件（1通）

※ご意見の主旨を損なわない範囲で要約させていただいています。

番号	意見の概要	意見に対する本市の考え方
1	<p>1 神戸市立図書館と公民館が、教育委員会の管轄から外され、社会教育が著しく縮小しているのではないかと感じます。本件も、その一環であると感じる。社会教育主事の皆さんが、学習・成長できる機会がますます失われてしまうことを案じている。</p> <p>2 また、社会教育を担うべき神戸市立の公民館は、現状、基本的に日曜・休日は閉館している。これでは、昼間平日に働く人たちが利用できない。神戸市の公民館が社会教育の本分を果たそうとするならば、まずは日曜・休日を開館すべきであり、各公民館に配置された社会教育主事も、それでこそ実力が発揮できるのではないかと感じます。</p> <p>3 現状の公民館は貸館事業が中心となっており、利用者は平日昼間に利用できる高齢者に偏っている。このあたりの改革が必要ではないかと感じます。</p> <p style="text-align: right;">（3件）</p>	<p>このたびの「社会教育指導員の設置等に関する規則」の廃止につきましては、国の法改正に伴い、社会教育指導員について、今後、本規則にもとづく任用を行わないため廃止するものです。</p> <p>図書館や公民館等については、教育委員会事務局より文化スポーツ局に移管し、文化・スポーツ振興施策と社会教育施策とを一体的に推進しているものであり、本市の社会教育が縮小しているものとは考えておりません。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後とも社会教育の振興に努めてまいります。</p>